

新潟市告示第541号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市東区プラザ使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和6年8月8日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 新潟照明技研株式会社  
所在地 新潟市東区長者町15番42号
- 2 徴収事務を行わせる歳入  
東区プラザ使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和6年6月21日
- 4 徴収事務を委託した日  
令和6年6月21日
- 5 徴収事務を行わせる期間  
令和6年7月1日から令和9年6月30日まで